正五位に叙する
松本　正信
従六位に叙する（以上九月十日）
福島　和夫
小森　昭夫
従七位に叙する（九月十一日）
小野　健一
高塚　敏雄
正六位に叙する（九月十二日）
○叙勲
旭日単光章を授ける（九月四日）
（七尾市議会議員）
田口　正朗
石川　邦彦
旭日双光章を授ける
朝倉　利文
藤本　政夫
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月五日）
因幡　孝司
旭日単光章を授ける（九月六日）
石村　唯彦
瑞宝中綬章を授ける
石橋　斗夫
伊藤　和夫
勝又　正和
田添　公志
瑞宝双光章を授ける（各通）
北村　正一
瑞宝単光章を授ける（以上九月四日）
渡邊　正光
瑞宝小綬章を授ける（各通）
川瀬　彌
宗　稔
岩崎　保雄
藤田　憲三
山岸　進一
瑞宝双光章を授ける（各通）
山村　敏男
上野　義行
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月五日）
杉浦　芳彦
後平　和明
吉村　一誠
瑞宝小綬章を授ける（各通）
落合　敏男
岡井　省三
小林　正明
朱宮　昭男
袖山　幸裕
五ノ井泰夫
谷口　昌壽
福永　昌弘
平井　俊二
丸市　湯淺　正邦
瑞宝双光章を授ける（各通）
都築　義彦
平瀬　宗孝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月六日）
落合　雄治
香川　尚武
川田順四郎
（自治医科大学名誉教授）
沼田　克雄
瑞宝小綬章を授ける
川口　正
小番　和男
橋詰善七郎
日野　良二
瑞宝双光章を授ける（各通）
落合　雄治
香川　尚武
川田順四郎
鈴木　三夫
林　康雄
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月七日）
鈴木　幸男
瑞宝小綬章を授ける
安崎　秀夫
中根　鉦弘
中村　毅
蜂屋　眞夫
三木　勇次
瑞宝双光章を授ける（各通）
加藤　昭三
瑞宝単光章を授ける（以上九月八日）
（佐賀大学名誉教授）
前間　良爾
瑞宝中綬章を授ける
阿部　良弘
加藤　正三
中村　清
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月九日）
五艘　繁
松本　正信
瑞宝双光章を授ける（各通）（九月十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、スペイン国の国祭日につき、十月十一日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から七月二十五日インド国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十五日御答信があった。

天皇陛下から八月十八日アフガニスタン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十八日御答信があった。

天皇陛下から八月十六日ガボン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、九月二十九日御答信があった。

御答電

天皇陛下から九月二十日クウェート国首長殿下へ発せられた御祝電に対し、同月二十二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

公害等調整委員会公示第七号

公調委平成二十八年（フ）第四号・同二十九年（フ）第二号三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第三十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年十月十三日

公害等調整委員会裁定委員会

一　事案の要旨

三重県尾鷲市中三三〇番一〇号

裁定申請人　株式会社橋本組

代表者　代表取締役　橋本　考也

三重県尾鷲市坂場西町一番一号

処分庁　三重県尾鷲建設事務所長

三重県津市広明町三三三番地の一

参加人　三重県漁業協同組合連合会

代表者　代表理事　湯浅　雅人

三重県尾鷲市港町三番六号

参加人　尾鷲漁業協同組合

代表者　代表理事　長野　規一

三重県尾鷲市大字大曽根浦八二番地

参加人　大曽根漁業協同組合

代表者　代表理事　西　善伸

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦三番地

参加人　三重外湾漁業協同組合

代表者　代表理事　淺井　利一

三重県尾鷲建設事務所長が平成二十八年八月五日付けをもって株式会社橋本組の岩石採取計画の認可申請に対してした不認可処分は、違法・不当につき、その取消しの裁定を求める。

二　審理期日　平成二十九年十月二十七日午後一時三〇分

三　場所　東京都千代田区霞が関三―一―一　中央合同庁舎四号館　公害等調整委員会審理廷

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、雇用保険制度の関係労働者を代表する者である内田厚の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成29年10月13日

厚生労働大臣　加藤　勝信

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第４条に規定する雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成29年10月23日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働保険審査会会館８階　労働保険審査会

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考
		雇用保険制度			

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成30年度情報処理技術者試験（ＩＴパスポート試験）

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第39条において準用する第４条第１項の規定に基づき、平成30年度情報処理技術者試験のうちＩＴパスポート試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成29年10月13日

経済産業大臣　世耕　弘成